

## ◎地方税法等の一部を改正する法律

(平成二〇年四月三〇日法律第二二号)

### 一、提案理由(平成二〇年二月二日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。寄附金税制における控除対象寄附金を拡大する等の措置を講ずるとともに、地方団体に対する寄附金税制を見直すこととしております。また、上場株式等の配当等に係る都道府県民税配当割及び上場株式等

の譲渡所得等に係る都道府県民税株式等譲渡所得割等の軽減税率を廃止し、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みを導入するほか、公的年金からの特別徴収制度を創設することとしております。

その二は、自動車取得税及び軽油引取税の改正であります。税率の特例措置を平成三十年三月三十一日まで延長することとしております。

その三は、公益法人制度改革に対応した所要の改正であります。従来の民法三十四条法人に対する非課税措置を公益社団法人及び公益財団法人等に対する非課税措置に改組するなど所要の改正を行うこととしております。

その他、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

.....(略).....

### 二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年二月二九日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました三案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

まず、三案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する軽減税率の見直し、公益法人制度改革に対応した規定の整備、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例措置の適用期限の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

三案は、いずれも、去る二月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十一日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十二日から質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に質疑を行ったほか、二十六日には参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行いました。本日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年四月三〇日、憲法第五九条第四

項の規定に基づき参議院が否決したものとみなし、同条

地方税法等の一部を改正する法律

第二項の規定に基づき再可決した。